

Title	労働階級の覚醒とフィラデルフィアに於ける政治運動
Sub Title	
Author	園, 乾治
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1927
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.21, No.4 (1927. 4) ,p.467(23)- 516(72)
JaLC DOI	10.14991/001.19270401-0023
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19270401-0023

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

遼遠であると云はねばなるまい。

話はちと横道にそれたようであるが余は今此の論文の終りに臨んで、再び前言を繰り返す、余の本文の主旨は經濟史上特種の問題の硏究を不可なりとするにあらず、或る制度或る現象若くは或る事實に就いて其の沿革、來歴、組織等を特に吟味穿鑿しても、之を系統的に類推して學理の上に利用する目的でなかつたならば、學者の硏究とは云はれないと云ふのである、事物の考證は學者の爲めに最も必要であるも、考證其の事は學者より之を見れば學理を證明し確立するの資料であつて、この目的以外には如何なる考證でも學者に取つては全然無用の勞作である、余は世上に學者らしき考證家多くして、考證を學理の硏究に利用する眞の學者に乏しきを遺憾とするのである。

勞働階級の覺醒とフィラデルフィアに於ける政治運動

園 乾 治

一、勞働階級覺醒の原因

アメリカに於て勞働者が一つの階級として彼等の利害に對して覺醒するに至つたのは一八二〇年代の末のことである。此以前に於ても勞働者の不滿の念は時々孤立的な突發的なストライキとなつて現はれた。然し乍ら職業を異にする者は未だ相互扶助の利益を知らず、共同の目的の爲に永續的な團結を維持することとはなかつた。即ち彼等の間には未だ階級意識が存在せず、勞働階級の共通の利害に覺醒しなかつたのである。夫故に當時の勞働運動は眞の意義に於ける勞働運動とするには尙ほ不十分な點があつた。(是等初期の勞働運動に就ては本誌第二十卷第十二號所載の拙稿「アメリカに於ける初期の勞働組合と勞働爭議」を参照

せられんことを望む。

然るに一八二七年——今を距ること正に一百年——フィラデルフィアに於て十時間労働を要求して建築業に従事せる職工がストライキを企てたる結果として Mechanics' Union of Trade Associations が組織せらるゝに至つた。此團體はアメリカに於ける最古の數種類の職業に互る共同的運動であり、又世界に於ける最古の有爲なる労働組合の都市中央機關であつた。次で此組合より世界に於ける最古の労働政黨たる Working Men's Party が生れ、更に尠く共アメリカに於ける最古の産業別労働組合たる New England Association of Farmers, Mechanics, and other Workmen が現はれた。而して此運動は數年の間單なる労働不安の象徴たりしに止らず、舊來の既成政黨も其勢力を承認し之と妥協せざるを得ざる程重要なる政治的勢力であつた (Commons and Associates, History of Labour in the United States, p. 169)。

労働階級を覺醒せしめたる原因は相異せる公民階級の間、に於ける經濟的及び政治的不平等に在つた。第一に閑暇に對する要求は經濟的運動の要諦であつた。「日出より日没に至る」作業は労働階級に對して公共の問題を考慮するに必要なる

閑暇を提供しない。従つて彼等を劣等の地位に置くものである。故に公民權と相容れ難きものであると看做された。第二に公立學校に對する要求は政治的運動の要諦であつた。慈惠的學校は労働階級の子弟をして低級ならしめ、彼等が公共の問題を考慮する爲に必要な訓練及び知識を提供しない。従つて彼等を政治的に無力ならしめるものである。故に公民權と相容れぬものであると云はれた。 (Commons, pp. 169-170)

經濟的方面に於ては水陸の交通に基き且つ機械工業及び工場制度の迅速なる發展の結果たる卸賣生産及び卸賣商業の市場の擴張は經濟的發展と經濟的壓迫とを惹起した。一八二五年に至りてアメリカは一八一九年の恐慌から殆んど恢復することが出来たのであるが、其後間もなく再度の物價下落と産業不振に襲れることになつた。一八二八年より一八二九年に亘る冬季に於ける貧民の極度の困窮及び慈善に對する緊切なる要求は當時の比較的大なる都會の状態を目撃せる者に長く忘るゝことの出来ない印象を残した。ホレーヌ・グリーリーの回想録 (Horace Greeley, Recollection of a Busy Life) にも其事が記してあり、當時の新聞によれ

ば殆んど前代未聞の窮迫であり、貧民救済の爲に簡単な施食所が設けられ、勤勉なる職工も亦救助を求むる悲惨なる状態に在つたと言ふことである。(Commons, pp. 170-171)

當時に於ては多数の失業者が現れたのみではない。不熟練労働者は絶へず寡小なる賃銀と長き労働時間とに苦められてゐた。一八三〇年八月二一日の Mechanics Free Press に寄せた一労働者の告白は労働時間と生活費用を考慮するならばアメリカの生活がヨーロッパの夫よりも良好であることを否定してゐる。彼は言ふ「仕事を有する時に於ける私の所得は六日に付き七ドル五十セントである。洗濯付の宿料一切一週二ドル八十七セントを控除すれば四ドル六十三セントが手許に残るが、之はヨーロッパに於て購ひ得た同質同量の被服の四分の三をアメリカに於て購ひ得るに過ぎない。加之、ヨーロッパに於ける私の所得は六日に付き二十四シリングで、午前六時より午後六時までの中、食事時間二時間を差引けば労働時間は正味十時間となり、宿料及び洗濯の費用は一週五シリング六ペンスである。然るにアメリカに於ては所得四ドル六十三セントを残し、然も、フィラデルフィアに於

ける労働は朝五時より晚七時半に至り、食事時間二時間、労働時間十二時間半となり、ヨーロッパに於けるよりもアメリカに於ては一日半多く労働しなくてはならぬのである」と。(Commons, pp. 170-171)

労働階級の間、に於て最も頻繁に不平の原因となつたものは閑暇の缺如せることであつた。一日の労働として要求せらるゝ時間は非常に長かつた。「日出より日没に至る労働制度は事情の全然相異なる農業から起つたことであつて、戸外の職工も多数の場所に於て四季を通じて日出より日没まで労働した。冬季に於ては之は比較的短い時間を意味するのであるが、賃銀は季節の區別なく日を單位として支拂はれたから、日が永く労働者に對して十二乃至十五時間の労働を要求し得る晩春、夏季及び初秋に出来るだけ總ての仕事を集積するやうに努めた。其結果夏季に非常なる労働の緊張があつたのみならず、冬季に於ては建築に従事する職工の多数は失業したのである。工業地方に於ては労働時間が特に長かつた。

ジェームズ・モントゴメリー (James Montgomery, Practical Detail of the Cotton Manufacture of the United States) の言ふ所によれば、マサチューセッツ州ローエルの工場に於ては一年

を通じて平均労働時間一日十二時間餘、一週七十三時間半であり、中部及び南部地方の多數、恐らく過半数の諸州に於ては一年を通じて平均労働時間が更に多く一週七十五時間半に達するのであつた。(Commons, pp. 171-172)

紡績業に於てはローエル式の工場とフォールリバー式の工場とがある。前者は主として女工を紡績作業及び機織作業に使傭し、寄宿舎を設けて彼等を收容し、幼少年工の使傭は餘り多くなかつた。然るに後者即ちフォールリバー式の工場に於ては男工を紡績作業に使傭し、彼等は會社の供給する借家に起居し、而して家族たる多數の幼少年者も亦工場に使傭せられてゐたのである。ローエルの工場及び寄宿制度は若干の點に就てスコットランドのニュー・ラナークに於けるロバート・オーエンの工場に倣つたもので、當時に於ては模範的福利増進事業であるを考へられ居り、此制度はマサチセッツのローエル附近及びニュー・ハンブシャーの總ての工場に採用せられ、フォールリバー制度はロード・アイランド、ニュー・ヨーク、ペンシルベニア、ニュー・ジャージー、メリーランドに亘つて盛に採用せられてゐた。(Commons, pp. 172-173)

棉紡織業に於ては全體を通じて女工及び幼少年工の割合が今日に於けるよりも著しく大であつた。それは成年男工の不足、工場に使用する機械の性質、女工及び幼少年工を規律する法制の缺如せるが爲であつて、一八三一年に於けるニュー・イングランド六州及びニュー・ヨーク其他東海岸六州に在る綿工場の總ての雇傭労働者中五十八パーセント餘は女工であり、七パーセントは十二歳以下の幼少年工であつた。而してローエル其他の町に於ける女工はニュー・イングランドの農家の娘で多く相當の教育を受けたものであつた。初めには是等の必要なる労働の供給を得るに就て容易ならぬ困難があつた。女子の徳性を保護する爲に慎重なる規則を有する寄宿舎は恐らく當時イギリスの工場地方及び工場労働者に關する報導によつて憂慮せる家父を安心せしむる爲に會社が採用したのであらう。反之、フォールリバー及びロード・アイランドに於ける職工の大部分はイギリス人であつた。一八三二年アメリカに於ける最初の有爲なる工場法の主張者たるセーヌルーサー(Seth Luther, Address to the Working-Men of New England)は外國人の移住を勧誘し、アメリカ人の仕事を奪取せしむる代理人をヨーロッパに派遣する工業主を

非難してゐる。(Commons, p. 173-174)

總ての階級の労働者に對して——男工、女工、幼少年工に對して、一般の輿論は「日出より日没に至る」労働時間を許したのである。長時間の労働が通則であり閑暇を樂しむことは少く而して健康は勤勉なる習慣の爲に犠牲にせられてゐた。嚴格なるニュー・イングランド魂即ち不屈なる開拓者の精神は、如何なる理由をも農民が自分の耕作地に、商人が自分の商賣に、又は主婦が自分の家庭の仕事に没頭すると同じ時間を傭主が労働者に要求すべからざる理由であると看做し得なかつた。幼少なる労働者に就て言へば親方大工と同様に工業主は十時間労働が彼等に不幸な影響を齎すであらうと信じた。彼等は傭主が慣らさんことを熱望する處の勤勉及び時間節約の課程から減少せられるからである。夫故に労働階級が労働時間の短縮を企つるや先づ彼等は傭主の利害關係と同じく一般の輿論と對抗しなくてはならなかつた。實際に於て時間の規律に對する最初の運動たる十時間労働に對する反對は、從來八時間労働に對して行はれたる孰れの反對よりも頗る頑強なものであつた。(Commons, p. 174-175)

生産物を販賣する施設の革新せる結果生じたる労働階級の交渉力の減退は産業不振の脅威と伴ひて疑も無く労働運動を起さしむるに十分であつた。然も一八二〇年代に於ける労働運動は其主要なる動因を經濟状態に發見するのであるが、此運動は主として當時の政治并に社會状態によつて形成せられた。當時は今日に於て既に一層完全に且つ廣汎に承認せられてゐる若干の大なる政治改革の開花期であり且つ今日に於て労働階級及び社會改良家の注意を拂ひつゝある多くの諸問題の發芽期であつた。夫故に十時間労働に關する經濟的闘争に次で労働運動は政治方面に於て其眞の端緒を開いたのである。

一八〇〇年に於けるフェデラリズムに對するレバブリカニズムの勝利は實質に於ては初期の都會に於けるデモクラシーに支持せられたる農業關係者の商業貴族又は財力を擁する貴族と戦ひて贏得たる勝利であつた。(Beard, Economic Origin of Jeffersonian Democracy) 夫故に彼等は選舉權を職工及び職人に擴張することに好意を有した。然し乍らフェデラリズムに對する勝利は殆んど絶對的であつた爲に、無産階級の參政權は直接の緊急なる政治問題とはならなかつた。簡略に云へ

は尙四半世紀を経過しなければ労働階級は選舉權を得るに至らなかつたのである。當時に於ける主要なる工業州の中マサチセッツは一八二〇年又ニューヨークは一八二二年労働階級に選舉權を與へた。然るにペンシルベニアに於ては一七九〇年の憲法によつて既に何かの種類の州税又は地方税を納付する者の總てに選舉權を擴張してゐたのであつた。(Commons, pp. 175-176; Perlman, History of Trade Unionism in the United States, p. 9)

間もなく階級連帶の觀念に對する労働階級の覺醒は都市の發生によつて可能になつた。一八一〇年より二〇年に至る間に於て八千以上の人口を有する都會は二を加へ、二〇年より三〇年に至る間に於て十三を加へ、三〇年より四〇年の間に於ては十八を加へ總計四十四を算するに至つた。此間に於ける全人口に對する都會住民の比例は四・九パーセントより八・五パーセントに上つてゐる。次に掲ぐる表は第十二回國勢調査の報告書より得たる數字である。(Commons, p. 176; Carlton, History and Problems of Organized Labor p. 29)

人口八、〇〇〇以上の都會人口の總人口に對する百分比

年 代	都會の數	都會人口の百分比	年 代	都會の數	都會人口の百分比
一七九〇	六	三・四	一八五〇	八五	一一・五
一八〇〇	六	四・〇	一八六〇	一四一	一六・一
一八一〇	一一	四・九	一八七〇	二二六	二〇・九
一八二〇	一三	四・九	一八八〇	二八六	二二・六
一八三〇	二六	五・七	一八九〇	四四七	二九・二
一八四〇	四四	八・五	一九〇〇	五四五	三三・一

一八五〇年以前に於ける五六十年間の重要工業地方に於ける都會人口の膨脹を見ればマサチセッツの人口は一八〇〇—一八二〇年に二四パーセント、一八二〇—一八四〇年に四〇パーセント、一八三〇—一八五〇年に殆んど六〇パーセント増加したが、ボストン市の人口は是等各時代に夫々七三、一一五、一二三パーセントの激増を示してゐる。一七九〇年に於てはマサチセッツの總人口の二十分の一弱がボストン市内に住むのであるが、一八二〇年には約十二分の一、更に一八四〇年には八分の一がボストン市に住むでゐた。チャッカーリングの示す處に據れば(Chickerings, On Population and Immigration p. 10)マサチセッツに在る二百十三の主

として農業を營む都會は一八二〇—一八四〇年に僅に八・五パーセントの人口増加を來したのであるが八十八の工業都市は同一年間に七九・六二パーセントの増加を示してゐる。一八二〇—一八四〇年の二十年間にロード・アイランド州の人口増加は大略三一パーセントであるがプロビデンス市の夫は殆んど一〇〇パーセントに達し、又ニュー・ヨーク州の人口の増加は七七パーセントに近いがニュー・ヨーク市の夫は一五三パーセント、ペンシルベニア州の人口の増加は六四パーセント強であるがフィラデルフィアの夫は七二パーセントを超へてゐる。以て如何に工業都市の發展が急速であり顯著であるかを知ることが出来る。其他の都市ピッツバーグ、シンシナチ、ルイスビル等に就ても同じく急激なる人口増加の傾向が強く現れてゐた。(Carlton, pp. 29-31; Commons, pp. 176-177)

労働階級が參政權を與へられるや否や諸政黨は彼等を自己の爲に利用することが出来るやうになつた。それと同時に「獨立の宣言」(Declaration of Independence)を福音として承認する労働階級は、從來獲得せる平等とは單に投票權に對する平等であつて生活状態又は法律に於ける平等ではなかつたことを知つた。事實に於

て抽象的な平等の理想は具體的實在にならなかつたから、眞のデモクラシーは實在の實質的の勝利を囁かれたものの如く彼等には思はれた。公民たるの權利は漸次一般に承認せられて來た。然し「獨立の宣言」及び憲法が附與したと想はれた各種の公民の權利は未だ附與せられてゐないことを見出した。(Commons, p. 177)

新に參政權を與へられた労働階級は彼等自身の眼より見て完全なる權利を有する公民としては劣れるものであることを考へさせる害惡が存在しなかつたのではない。其一二を擧ぐれば富裕者と貧窮者との間に平等でなかつた法律又は司法的慣習がある。即ち其本來の性質よりして貧窮者に最大の苦痛を與ふる負債による苦役、賃銀の増加を圖る結社を不法の騷擾とする取扱、富裕者には忌避に對して罰金を課し貧者には苦役を以て臨む強制徴兵制度があり、又労働者に對しては何等金融の便宜を與へざるのみならず、屢其眞價を言ふこと能はざる銀行券を以て賃銀を支拂はるゝに至る銀行制度の如き其事例である。(Commons, pp. 177-178)

是等の内労働者の最も頻繁に犯す犯罪は負債による苦役であつて、一八二九年

の推算によれば其數は合衆國全體に於て毎年七萬五千に達し、然も其半數は金額僅に二十ドルに達せざる些少の負債であると云はれる。而してあらゆる階級の者が投獄せられるのであるが、法律の制裁の最も重く加へらるゝのは勿論勞働階級殊に失業者に對してである。之に關しては多數の悲惨なる事件が當時の新聞に報せられてゐる。例へばボストンに於て家族を扶養しなければならぬ盲人が六ドルの負債の爲に投獄せられ、ロードアイランドのプロビデンスに於ては或寡婦が一人の男に對し六十八セントの負債を有する爲に投獄せられた。然も彼女の夫は其男の家財を火災から救はんとして生命を喪つたのであつたといふことである。此外之と同じやうな悲惨な話は尙多數傳へられてゐる。而して是等の犯罪者が投せられる獄舎は狹隘にして不潔を極め、刑事犯に對するよりも冷酷な待遇であつた。(Commons, pp. 178-180; Carlton, p. 46)

次に強制徴兵制度も亦負債による投獄と同様に富裕者よりも貧窮者に、傭主よりも勞働者に重き負擔を加へた。此制度は服役年齢に在る公民が自己の費用を以て武器其他の所要物品を準備して普通三日間に亘る定時の教練に出頭すべき

ことを定め、而して之を怠る者に對して罰金を課し、罰金を納むる能はざる者は投獄せらるゝのであつた。其結果罰金を納め得る者は出頭するよりも甘じて罰金を納むるの風を生じ、斯くて此制度は貧窮者に對して時間と賃銀とを犠牲として下獄し又は強制勤務を課し、罰金を何等多大の負擔と感ぜざる者に對して罰金の支拂を以て義務を免除する制度となつたのである。又當時の勞働階級は獨占業殊に所謂 Bank of United States を含む處の銀行制度を激しく攻撃した。之は普遍的會社法の施行せられざる時代であつたから、特殊の權能として特許狀を受けるので、此範圍内で一種の獨占業であつた。而して多數の銀行は諸州から紙幣を發行する特權を許されてゐたので、其結果個々の銀行の信用によりてのみ維持せらるゝ紙幣の濫發は勞働階級を非常な窮地に陥れ、爲に彼等は斯る銀行制度の全廢せられんことを希望して已まなかつた。(Commons, pp. 180-181)

最後に慈善的色彩を有せざる公立初等教育制度の缺如せることは勞働階級の憂苦の第一位を占めてゐた。無料の即ち租税を以て維持せらるゝ教育の原則はマサチセッツ及び大部分のニュー・イングランドには夙に樹立せられてゐたが、ニ

イヨーク、ペンシルベニア等の諸州に於ては尙ほ學費束修を支拂ひ得る者の子弟を教育する私立學校と其他の者の爲の慈善學校との時代を脱し得なかつた。ニューヨーク、ペンシルベニアに於ても公立學校は私立學校に比較して成績頗る不振でロード・アイランドには一の公共初等學校も設立せられてゐない有様であつた。學校の設置が不十分であつたから若くして工場生活に入れる者が最も初歩の教育をも受ける機會を得なかつたことは當然である。パウタケットに於ては尠く共五百を算する兒童が學校の何たるかを知らずと云はれ、又當時の勞働新聞の寄書によれば「フィラデルフィアの工場に使傭せらるゝ男女兒童の中自己の姓名を記し得る者は全體の六分の一以上に出ない。而して多くの場合に於て父母は僅な教育を其多數子女の中同時に一人以上に施す餘裕を有しないのである。然も斯の如き機會は傭主の威脅によりて奪ひ去られたのであつた。彼等は父母が一人の子女に通學の爲に僅少の時間だけ業務より去らしめんと欲すれば忽ち家族全員を解雇するといふのである。傭主の此威脅は現に數次實行せられたことがある。而して子女が通學の爲に業務を去りたる廉を以て解雇せられたる家族は再度就職する

ことが出来なかつた。政府が若し斯る惡風を改め子女を人間として取扱はしむるやう何等かの手段を講せざれば將來人民の自由は悲しむべき破滅に陥るであらう」述べてゐる。(Mechanics' Free Press, Aug. 21, 1830)又一八三五年のバタースンに於ける十一時間勞働の爲に企てられたストライキの自警委員は「工業都市及び工業地方に於て貧窮者及び其子女が無智であり害悪なる動物と殆んど異らざる者を見做されてゐることに想到する時はアメリカが烏合の衆否兇漢の跳梁する戲場と化してゐることも不思議ではないであらう」と言つてゐる。(Commons and Associates, Documentary History of American Industrial Society, V, pp. 61, 62, and pp. 195-199; Commons, History of Labour, pp. 181-184)

アメリカに於ける第十九世紀の初の四半紀に於ける一般の情勢は斯の如き有様であつた。アメリカに於ける最初の勞働運動は經濟的進化の勢力に強制せられ、當時の斯る政治状態と社會状態によつて形成せられ、而して「獨立の宣言」に表れたるが如きルソーの社會平等の思想によつて刺戟せられて一八二七年に於て初めて顯現したのであつた。(Commons, p. 184)

二、フィラデルフィアに於ける政治運動の起原と進展

労働階級の階級意識が漸く明確となり諸般の經濟的、政治的、又社會的不平等の情勢に對して彼等が靜穩であり得なかつたことは、當時の労働階級が受けつゝあつた害惡に關する概説と之を交除する有效なる企劃を示せる一小冊子が一八二七年の春非常に廣く普及せる事實によつて窺知ることが出来る。此小冊子の原本は何れの地にも發見し得ないのであるが、一八二八年六月二一日の *Mechanics' Free Press* に其抜萃が掲載せられてゐる。之によれば「一般投票の許されてゐるのは吾等の最も惠まれ、幸福とする處であり、而して何れの地に於ても非常な大多數を利する吾等は吾等の立法者を選出する實力を有するのである。然し乍ら之を適當に利用するに足る知識を有するに非ざれば、それ以上更に大なる效用を齎さない。現在に於ては四圍の事情を詳にせざるが爲に、投票權は却て吾等と利害の相反する者によつて吾等の繁榮と幸福に逆つて行使せられてゐる。」夫故にアメリカの各都市及び大町村に *Free Press* を設け且つ讀書し講演し又は討論する室を有し毎夜及び休日開館する圖書館を設けることが急務である云ふ。此小冊子

の一の成果として *Mechanics' Library Company* が組織せられ、後に至りて其委員は最も古い労働新聞たる *Mechanics' Free Press* を發行することになつた。また此小冊子には若し立法者が其責務を十分に遂行したならば労働時間は十二時間より十時間、八時間、六時間等と科學の發達進歩が人間の労働を減少せしむる最低の限界に至る迄短縮せらるべきであると述べてゐる。此記事に刺戟せられてフィラデルフィアの建築工 (*Journeyman Carpenters*) 六百は、一八二七年六月十時間労働を要求してストライキを行ふに至つたのである。(Commons, pp. 185-186)

前に述べた如く建築工は「日出より日没まで」労働しなければならなかつた。而して之は冬季には比較的短い時間を意味するのであつたが、此季節には多數の建築工が失業した。仕事の大部分は日の永い而して彼等に十二時間乃至十五時間の労働を要求し得る晩春、夏季及び初春に行はれたからである。斯る制度は堪へ難く且つ奴隸的である」と労働者は宣言し、十時間「熱心に従事する」を以て「一日の労働時間として十分」であると決議した。(Democratic Press, June 14, 1827; Documentary History, V, p. 81; Commons, pp. 186-187)

之に對して親方建築工は直に決議をなして、十時間労働を許すことは「無益にして不都合である」と宣言した。彼等の言ふ所に従へば之は彼等の使傭人たる建築工の從來の労働時間の大略五分一を奪取する。彼等は「善良なる秩序を破壊する傾向を有し熱心に業務に従事し正直に家族を扶養しつゝある者を誤らしむる社會の形成」を悲み且つ「建築工に提供する現在の日々の価格は、彼等が其全時間を與ふる時に使傭人に提供し得るものと同様の高額である」と宣言した。彼等は更に「從來の如く時間と労働とを提供せざる職人を使傭せずと決議し、而して親方は相互に「前述の諸決議事項を支持し完全に實行すべきこと」を誓約したる後、叙上の方法に於て彼等の傭主が協力することを要求した。彼等が「傭主」と言ふ者は資金を供給し彼等に建築の請負契約を與ふる資本家を指すのである。最後に出席者一同署名し當日出席せざりし親方の署名を得る爲に委員が任命せられた。(Poulsen's American Daily Advertiser, June 8, 1827; Documentary History, V, pp. 81, 82; Commons, p. 187)

建築工は之に對して「相當の委員によりて事業が規律せらるゝ迄建築工としての總ての労働をなすことを差控ふ」ことの決議を以て應酬し、同時にストライクに關

する仔細を處理する爲に十二名より成る委員を選定した。此委員會には次の如き三つの任務があつた。第一は彼等が正當に任命せられたりと思惟する親方の委員と商議すること。第二は組合の基金を救助の必要ある貧窮せる建築工にストライキ休業中分配すること。第三は合理的條件に於て職人らしき方法を以て労働するといふ公示に従つて市民が行はんとする大工仕事の申込を受理することであつた。(Freeman's Journal, June 15, 1827; Documentary History, V, pp. 83, 84)之より二日後「The Journeymen House Carpenters」の名を以て「此事件の最後の成敗の依倚する「フィラデルフィアの市民に訴へた公開狀」が現れた。之は主として傭主が從來の労働時間の五分の一を奪取するものであると労働時間短縮の提案を非難せるに答へたものであつて彼等の云ふ處に従へば之は誤算であり且つ彼等の在來の實際労働数の興味ある陳述を以て彼等の主張を支持せんとするものである。「夏季の最も日の永い時に於て日中は十五時間である。之より二時間の食事時間を控除すれば残は十三時間である。而して最も日の短い時に於て日中は九時間であり、労働時間は八時間であつて、一年を通ずれば平均十時半の労働時間である。然る

に吾等は夏季に於ては十時間労働、冬季に於ては食事時間を只一時間だけ取りて物の見える限り長く労働することを提案する。斯くして吾等は此方法によりて最も日の短い時に於ても殆んど九時間の労働を成就し得るのである。平均は九時間半であつて、彼等の喪ふ處は労働時間の略十二分の一のみに過ぎない。職工は更に労働時間の短縮に對して親方の反對する眞の理由は日の永い夏季に人を使傭し且つ冬季に於ては解傭するか又は職人の賃銀を減少する從來親方が有したる權力を喪はしむるからである云々。(Democratic Press, June 20, 1827; Documentary History, V, pp. 82, 83; Commons, pp. 187-188)

此建築工の十時間労働の要求は他の職業に従事する職工に多大の影響を與へた。Journeyman House Painters and Glaziers of the City and County of Philadelphia 及び煉瓦職工も同様の要求をなす運動に着手した。(Commons, pp. 188-189) 夫は別として親方は職工に應戰する爲に新聞の廣告を以て他の都市の職工を勧誘し「四百乃至五百は直に最好の賃銀を以て就業し得る」ことを述べた。(Democratic Press, June 18, 1827) 然るに其後數日を経て斯の如き勧誘は人を詐ることの甚しきものであり、フィラデル

ルフィアに於ては其必要とする總ての仕事を爲すに十分の人手があるといふ通信が同じ新聞に掲載せられた。(Ibid., June 20, 1827) 而して此點に關する建築工の争議は十日又は十數日にして一般の眼に觸るゝことがなくなつた。然し乍ら再び翌春争議が惹起された時職工は「前季に於ては何等の資金を有せずして一半の勝利を贏得た」と稱してゐた。(Mechanics' Free Press June 7, 1827; Commons, p. 189)

此十時間労働の運動から總ての組合労働者の合同組合が発生したのであつた。單に煉瓦工の組合、塗工及びガラス工の組合のみならず、あらゆる他の職工の組合が建築工組合の闘争に興味をもちて同様の争議に方り相互の扶助及び保護の爲に中央機關を組織するの決心をなした。而して一八二七年の後半期の何日頃かに Mechanic' Union of Trade Associations が成立し而して既に組織せられたるあらゆる組合に對して右の組合に加盟せんことを勧め、未だ組合の組織せられざる職業には速に組合を組織して代表者を送らんことを求めた。(Mechanics' Union of Trade Associations は一八二六年の秋組織に着手せられたといふ) 此が Mechanics' Free Press (Oct., 11, 1828) に記してあるが之は明に誤解である。此運動は一八二七年の秋

まで起らなかつたからである) (Commons, pp. 189-190)

此組合の規約の前文は經濟的搾取と社會的不平等を痛烈に抗議してゐる。労働階級は一度も労働せる經驗を有しない富裕階級の驕奢の爲に、彼等は僅かに露命を繋ぐ爲に不斷に労働すること、彼等の地位は自由制度が便益を供する時に之を享くこと能はず且つ之を無用のものたらしめること、而して多數の有害なる群團の中に彼等の労働の結果たる生産物を蓄積することは、其所有者の心底に無法なる統治と専制との實行に對する用意をなさしめ貧弱なる民衆を威脅し、且つ吾等の胸中を依然として低徊せる自由の片影を警き去らしむるものである」と考へられると不平を鳴してゐる。而して最後に次の如く組合の目的を宣明してゐる (Commons, p. 190; Mary Beard, A Short History of the American Labor Movement, p. 34)

「本會の眞の目的は出来るならば人間の労働の本來の價値を低下せしむることより當然起らねばならぬ悲壯なる害悪を避けること。實用的技術發明の才、國民に對する大なる效用及び知識の發達が頻に要求せられ始めたる機械技術的又は生産的階級を眞の獨立且つ平等の状態に引上ぐることに。平等に全社會

の幸福繁榮及び福利を促進すること——總ての社會の有爲なる成員に對して斯る幸福安寧を促進するものを適當にして且つ十分なる割合に提供すること、を援助すること。今後組合を通じて形成せらるべき同様の性質の他の機關と提携して全體の社會を構成せる種々の階級及び個人の總ての間に於ける精神的道徳的政治的及び科學的勢力の正當なる平衡の樹立を援助すること」(Mechanics' Free Press, Oct. 25, 1828; Documentary History, V, pp. 89-90)

最初に現はれた都市労働組合の中央機關の霸氣ある目的は斯の如きものであつた。然し乍ら此組合は一度もストライキを援助したことがないやうである。加之、組合の元來の規約には政治的活動を禁止するといふ一條項があるが之は間もなく捨て、終ひ後には政治運動を開始した。即ち Mechanics' Union of Trade Associations は一八二八年五月其加盟組合をして市政及び州立法部に於て「労働階級の利益を代表する候補者の任命に参加せしむべきことを提議した。此運動に對しては三個の理由が擧げられる。第一は「社會の福利殊に労働階級の福利を阻害する最も顯著なる害悪の或者は、選舉權の悪用又は不法の濫用に歸せらるべきこと」。

第二は「野心を抱き事を起さんとする者は奸策を弄して民衆の権利に關する大憲章に存する善美なる規定が總ての者に一樣に保障する種々の特典及び特權を自ら獲得することが出来ること」第三は「有效なる候補者指名の普通の方法、市部郡部及び州の諸區分に於ける官職員の選任をなす普通の方法は、萬人の所有物たるべきものを單に少數の掌中に集中せしむるものであること」之である。(Commons, pp. 190-191)

政治的活動は直に諸の労働組合によりて裏書せられた、Mechanics' Union of Trade Associations の中に於て最も有力なる組合であつた建築工組合の外、製革工組合、製帽工其他の組合は何れも政治運動に關する決議に衷心の好意を示し Mechanics' Union of Trade Associations は七月の集會に於て次回の選舉に候補者を上げることを選定せる内規を可決した (Commons, pp. 190-191) 而して候補者が挙げられ其内の多數の者はジャクスニアン・デモクラティック黨又はフェデラル黨にも指名せられて當選した。他の候補者は労働階級の投票を得んが爲に彼等の意を迎へざるを得なくなつたのである。尙此フィラデルフィアの先例に倣つてニューヨーク、ボストン、オルバ

ニ―其他重要な工業中心地に於ても労働階級の政治運動は股脈を極めることになつた (Beard, p. 35) 然し斯の如く政治運動は着々として盛大に赴いたにも拘らず此時より Mechanics' Union of Trade Associations は漸次頽勢に傾き一時其加盟組合は十五を算したのであつたが、後には僅に四組合のみとなり、一八二九年十一月以後に至つて遂に無期限に休會するの已むなきに立到つたのである。(Commons, pp. 191-192)

Mechanics' Union of Trade Associations の運命は斯の如くであつたが、盛況を得たる政治運動に關する根本思想は如何なるものであつたらうか。労働階級より發行せられた無数の新聞、小冊子及び政綱の中には富裕階級に對する不信と輕侮を示す階級哲學が現れてゐる。而して之が最も適當なる陳述は次の如き一八三〇年の Workingmen's Republican Political Association of Penn Township の宣言である。(Commons, pp. 192-193; Beard, pp. 36-37)

「二個の階級が存在するらしい。即ち富裕なる者と貧乏なる者、壓迫する者と壓迫せらるゝ者、自己の労働によりて生活する者と他人の労働によりて生活す

る者、貴族的なる者と庶民的なる者、目的と行動とが相互に正反對なる専制者と共和者、高き地位及び權力ある官職を渴望する者と地位及び便宜の平等を欣求する者、民衆をして其權利と特典に無智ならしめ他人の労働と勤勉によりて安逸に富裕に生活せんことを欲し且努める者と、反之彼等の權利の本質を理解し之を維持し確保せんと努むる者、吾等の間に嫌惡すべき又人爲的なる區別不自然にして又不公正なる差別待遇を設け且つ存續せしめんと欲する者と、其一方に於て萬人は自由にして平等に創造せられ完全に一樣なる權利と特典を有すること又不自然にして人爲的なる區別は其影響效果に於て有害であることを宣言する者、之である」

而して彼等は此宣言に云ふが如き状態の起る所以を「寛嚴よろしきを得ず且つ偏頗なる法制と吾等の爲政者が一般の福利を無視せることに歸してゐる。彼等は言ふ。法律は「富裕なる者及び貧乏なる者へ壓迫を加ふる者の利益の爲に」作られた。資本は特に「獨占會社の特許狀」下附によりて惠まれてゐる。然し乍ら労働者の利益は嘗て有効に立法者によつて承認せられたことがない」と。(Commons, p.

193)

由是觀之、鬭争は先づ富裕者と貧窮者との間に行れたのであつて、職能を異にする階級、僱主と労働者との間に行れたのではなかつた。現に初期の會合に於て僱主の出席を認むべきや否やに就て困難が惹起された。若干の僱主は會員として完全なる權利を有すべきことを要求した。僱主が會合に出席することは拒否せられなかつた。然し乍ら三人の者は僱主であるとの理由によつて次席書記の地位を拒絶せられた。(Commons, pp. 193-194)

彼等は非民主的法制が生産者たる彼等を害することを攻撃し、從來存する政治團體は二つ乍ら多くの善をなさざるか又は寸益もないことを主張し、殊にデモクラティック黨を痛撃してゐる。人々が「フェデラリスト或はデモクラットといふが如き名稱の響音に満足してゐる限り、人々が腐敗せる官職を涉獵する者の奴隸たる限り、彼等は實體を得ずして其投影を有するであらう」。尙斯の如き状態を改善せんが爲に労働者は「區々たる黨派心の拘束を脱し、平等なる權利の旆旗の下に結合」すべきである。「政治問題に參劃し、同胞市民の提案する方策を吟味し、吾等の生活に苦

痛であり堪へ難き心身の束縛を受けざることを自ら審査することは單に吾等の特權であるのみならず吾等の免るべからざる義務である。」と Mechanics' Free Press は述べてゐる。(Ibid., Apr. 10, 1830; June 5, 1830, etc.; Commons, pp. 194-195)

三、ファイデラリアに於ける労働黨の活動

Mechanics' Union of Trade Associations の死滅する前に労働黨 (Working Men's party) は十分自立し得る迄に發達した。當時に於けるペンシルベニアの政治状態を概説すれば舊きフェデラル黨は州の政治に對しては消滅して終つてゐたが郡の政治に對しては今尚活動を持續し、デモクラティック黨はアドミニストレーション黨又はアダムス黨と稱せられる派とジャクソン黨と稱せらる派の二派に分裂した。而して一八二八年に於けるジャクソンの勝利の後にはジャクソン排斥の感情は一八二八年ペンシルベニア第一區から國會議員に當選したスーザランド排斥の運動の爲に下火となつた。又アドミニストレーション黨は比較的勢力脆弱であつて屢フェデラル又は後のフェデラル・レバプリカン黨と行動を共にした。斯の如くして地方の選挙戦はフェデラリストと反ジャクソン又は反スーザランドの者との合同せる一

派とデモクラティック黨内のジャクソン又はスーザランド派の間に行はれたのである。一八二八年七月労働黨が成立した時には市政に就てはフェデラル黨が支配權を握り郡部の支配權は鼎立戦の結果ジャクソン黨が之を握ることゝなつてゐた。(Commons, p. 195)

労働黨の既に述べたる政治運動に關する内規を可決した七月の集會は、次回の總選挙を主題として職工の委員又は労働者と協議する爲に開催せられたのであつて、此處で彼等は市内、ノーザン・リパティズ及びサウスワークに於いて三の方面大會を黨派黨略に對して不偏中正を維持して開催することを決定した。是等の大會は成功したるものも失敗に終つたものもあるが、其中市内に於ける集會は最も成功し労働階級の獨立の政治運動を勸告し、尙ほ四個の區に於ける方面大會を開催すべきことを決議し八月に至つて夫々開催せられたが候補者の指名は十月に至る迄報せられなかつた。然しノーザン・リパティズの方面大會は職業的政治家が次に勢力を揮つた爲に十分の成功を収め得なかつた。先づ議長及び書記を選挙し、一束の決議が朗讀せらるゝや忽ち反對が起り議長を窓から放り出せし叫び出

され、議長が「政治的又は黨派的目的を有せざれども、自ら其處することを誇る労働階級の利益の爲に盡さんことを希ふのみ」と云ふや、議長の信任を問ふ爲に選挙を遣り直し混亂の裡に幸じて市内の方面大會に於けると同様の内規と決議を可決し得た。然し乍ら、閉會後ジャクソンの味方をする者は居残るべしと提案する者があり會衆の四分の一は其儘殘留したといふのを見ても、此集會は労働階級の運動として決して効果が多大であつたと云ふことが出來ない。而して最後のサウスワークの方面大會も亦前者と同じく政黨的政略の爲に妨害せられ遂に内規及び決議は否決せられて閉會するの已むなき有様であつた。然し乍ら二日の後再び大會を催して此處で前の決議を通過せしめることが出來尙一回方面大會を開催することを附議した。第二回の大會に於ては他の方面も同様の大會を開催して共力する様に代表者に勸告した。而して九月二日に労働黨は代表者を選出して郡部大會を開催した。然し乍ら尙若干の方面から代表者が出席しなかつた。此處で市部の代表者と郡部の代表者は何れも「祝辭」を述べ、選挙期日の接近せるによつて労働階級の候補者を支持する爲に各種の監視委員を任命し、又間もなく本部

を設けて愈來るべき選挙の初舞臺に臨むことゝなつた。(Commons, pp. 195-198)

然るに開票の結果は市部に於ても郡部に於ても各地何れもジャクソン・デモクラットの勝利を示した。純然たる労働黨の候補者八名は市部に於て二百二十九乃至五百三十九票郡部に於て大凡四百二十五票を得、而して他の二政黨の候補者で又労働黨の候補である者は三百乃至六百票を得、労働黨はフェデラル黨の候補者であり且つ自黨の候補者である者を一人も當選せしむることが出來なかつた。然し労働黨の候補者であり又同時にジャクソン派の候補者たりし二十一名は總て當選した。(Commons, p. 198)

比較的樂觀せる者は市部のみに於て一千票を得ることを期待した。然も始めより勝算のないことは判つてゐた。而して最も一般には此企劃は勢力の示威運動たることを期待したのである。夫故に労働者は失望するよりも寧ろ勇氣を得た。其結果労働者は此選挙の後直に永續的政治クラブを組織し始めた。彼等は此種の團體が單に公職員の選挙に資するのみに非らず、労働階級の憲法上法制上及び政治上の知識の普及を援けるであらうと信じた。而して後の目的の爲に第

一に法文及び他の重要な報告を印刷に付して頒布し、第二に總ての任期及び給與額を示せる公職の表を得、第三に各の貧困なる者に對して無料を以て法律上の顧問たる契約を得、第四に種々有益なる目的の爲に公金の割當を得る爲に彼等の選出せる代表者が之を要求することを可能ならしむる爲に基金を設くるの提案をなした。(Commons, pp. 199-200)

政治クラブの組織を最も早く行つたのはサウスワーク方面であつたと思はれる。此處では一八二八年十二月に初回の會合を催し翌年一月に Workingmen's Republican Political Association が成立した。其主たる目的は教育的であつて、労働階級に州及び國の法制の知識を與へ、彼等に其改善を提起することを勧め、且つ此協會が一般的知見及び社會の繁榮を促進するに最も良好なりと思惟する政治的及び實際的問題の小冊子又は報告の發行と頒布とをなすに在つた。此協會はスーザランド反對派又はフェデラル黨と共力し、彼等の所謂 People's Ticket は春季に施行せられたる警保官の選舉に非常な多數を以て勝利を占めた。此サウスワークの労働階級に聊か後れてノーザン・リパタイズの労働階級も亦政治團體を組織し、三月

には全市の労働階級が是等の二例に従つて一の政治團體を組織すべきことを決議し、五月に至つて Republican Political Association of the Working Men of the City of Philadelphia が成立した。此協會の採用した前文と規約とはサウスワークの協會の夫と非常に酷似してゐる。(Commons, pp. 200-201)

斯の如き労働階級の政治運動に對して政略に富みたる者はあらゆる努力を講じて自黨の爲に労働階級の政治運動に關する熱情を分裂せしめんとした。而して其當初用ひた手段は労働者の集會を妨害することであつたが後には彼等に迎合するの手段に出づることゝなつた。然し乍ら何れの黨派も決して労働階級の信頼を繋ぐに足る歴史も政綱も有してはゐない。彼等は民衆に示すべき特に傑出した政策を有するのではない。夫故に黨派の名目は労働階級に對して重大な意義を有するものではなかつた。而してデモクラティック黨は労働階級の新政黨内に内訌を醸さしむることを主とし、フェデラリストは労働階級の運動を利用して自己の勢力の擴張を圖らんとした。然し乍ら労働側は兩者の策動に對して極力慎重なる態度を以て警戒に努め不偏中正を維持した。彼等の不偏中正を立證す

る一例として其年の指名を他の諸政黨に先つて行つた。之は彼等が何れの黨派に好意を有するかを示すよりも寧ろ何れの黨派が最も熱心に彼等を支持するかを見ることゝなると云ふ考からであつた。而して市部に於ける三十二名の候補者の中九名の者はフェデラル・パーティーによつて指名せられ、デモクラティック黨によつて指名せられた者は僅に三名に過ぎなかつた。郡部に於ては九名の労働階級の候補者中三名が反スーザランド及びフェデラルの合同黨によつて指名せられ、デモクラティック黨によつて指名せられた者は一人も無かつた。又労働階級の擧げたるノーザン・リパティズの警保官の候補者九名の中一名はフェデラル黨の反スーザランド派、一名はデモクラット派、二名は兩者より指名せられた。之は從來の努力に報ゆる爲に讓歩したのによることゝ思はれる。(Commons, pp. 201-203)

一八二九年の指名の一に於て労働階級の間にフィラデルフィアの政治運動界に於て嘗て見ざる軋轍が惹起された。夫はジェームズ・レナードソンを州上院の候補者に指名することであつた。Democratic Pressの云ふ所によれば彼は其使備する労働者中十五年乃至三十年間勤続せる労働者二十二名より親切にして賃銀の支拂に

就て寛大である」と稱せられ、又眞の労働者の知己であると言はれてゐる。然し彼の指名はデモクラティック黨の労働者とフェデラル黨の労働者の間に反目を激成し、其結果翌年の選挙はデモクラティック及び「オప్పレシヨンの二つによつて代表せられ、其後本來の労働黨とフェデラル及び反スーザランド派の合同黨と盟約を締結することとなつた。斯る分裂のありたるにも拘らず選挙の結果労働者は市郡に於ても郡部に於ても優勢を占めた。兩部を通じて労働者の擧げた候補者五十四名中他の何れかの黨派によりても指名せられた二十名が當選し得たのである。労働者の投票数は千票に達しなかつたものが殆んど二千四百票に増加したのであるが、此増加は殊に郡部に於て著しかつたことによるのである。労働者は斯る結果を見て十分満足した。(Commons, 203-205)

選挙戦が終了すると間もなく労働階級は教育と組織の仕事に復歸した。集會が屢々催された。而して労働階級の活動は主に次の二の方面に存した。第一は區及び方面によつて市部及び郡部の組織を一層完全にすること。第二は政治運動の範圍を州の他の部分にも及ぼすことである。General Republican City Association

は補助的方面團體の組織を勸告し、各方面に續々永續的政治團體が發生した。而して範圍の擴張に就て研究する爲にノーザン・リパティズのみならずサウスワイク、其他數個所に於て集會が開催せられ五月一日の大會に於てはペンシルベニアの勞働階級に與ふる陳述書の起草委員が擧げられ、Mechanics, Free Pressも屢他の地方の勞働階級に團體の組織を勸誘し、ハリスバーグ、クリニアフィールド、ピッツバーク等に於て其組織を見るに至つた。而して此外、以上と關係なく獨立した運動によつて間もなくペンシルベニア州イリーに“People's Party”を稱せらるゝ新政黨が組織せられた。此團體は舊政黨に慊らずして一般的教育制度、ペンシルベニア運河其他の事業の遂行等に賛成したのであつた。(Commons, pp. 205-208)

一八三〇年の七月中旬以後八月中旬迄は十月の選舉に對する候補者の指名の爲にフィラデルフィアの各區に於て集會が開催せられ、市部大會と郡部大會を経て九月十一日の聯合大會に於て州議會に對する候補者が郡部より四十八名、市部より四十二名指名せられた。勞働階級の利害關係に忠實であり、且つ就任後の責務を遂行するに足る教育、才能及び經驗を有する候補者を見出すことは決して容易な

業ではない。候補者の指名は各區又は方面の大會より選出せる代表者の集りたる大會によつて行はれたのであるが、此制度は比較的新しいものであり相當の不滿があつた。夫故に此年より勞働階級の代表者を増加し、自己推薦の弊を防止する手段を執つた。而して此大會に於て候補者は勞働者たるべきか勞働者と「共に苦勞したる者」たるべきかに就て大に意見が岐れたのであるが、勞働側は候補者に擧げられたる者が勞働階級の福利を増進することを先づ漠然と誓約し後に特定の或種の政策を支持すべきことを要求した。當時の政治運動は一見頗る殷盛の觀を呈してゐたが勞働階級の本來の目的及び希望に就て何等顧慮せざる者が加れる爲に却て危險なる時代にあつた。夫故に舊來の政黨との合同は一層緊切な問題であつた。而して此問題は市部と郡部とに於て從來の經緯を異にしてゐた。(Commons, pp. 208-211)

勞働階級は斯く種々政治上の困難に遭遇しつゝある時に方つて更に彼等は土地均分主義者であり、キリスト教に反對する者であるとの非難が加へられた。彼等は之に對して一八二九年及一八三〇年のフィラデルフィアの選舉戦に於て勞働階

級の團體は如何なる特定の宗教上の信仰に對しても之を抑壓し又は促進せんとするものでないことを宣言した。而して *Mechanics' Free Press* の主筆は「斷然土地均分主義に反對すること」を發表した。然し乍ら一八三〇年の選挙戦に方りて彼等は尙ほ「財産の均等分配の爲に土地均分法を得ん」とし、宗教と現在の政治組織を覆滅せんが爲に異邦人と盟約を締結してゐる等の誹譏が加へられた。斯の如き誹譏は労働黨の成功を嫉視する爲に行はれたのであつて、反對派の三種の新聞は選挙の前日に何れも此言説を誌上に掲載した。(Commons, pp. 211-213)

十月十二日の選挙の結果市部及び郡部を通じてデモクラトは截然たる多数を以て勝利を占めた。警保官の候補者として八名を挙げ全部が當選したノーザン・リパライズを除きて労働階級の舉げた候補者の中當選した者は僅に市部の八名であつて、是等の者は又總てデモクラティック黨の指名する者ばかりであつた。而して労働階級は以前よりも少数の候補者を選出し得たに過ぎないのであつて一八二九年に贏得たる勢力の均衡を失したのである。夫故に此結果は實質上の敗戦であつた。American Sentinel は *"The Workmen"* は「フィラデルフィアの市部及び郡部に於

て斃死し埋没せられた」と酷評した。然し乍ら *Mechanics' Free Press* は尙ほ「吾等の信条の勝利である」と呼び、此結果は労働階級が自己の利害に盲である一例を加へ且つ人々の姑息によりて公衆の自由が如何に容易に危殆に瀕するかを極めて大膽に且つ明瞭に展開するものであると述べてゐる。(Commons, pp. 213-214)

然るに一八三一年秋の選挙戦に於て労働階級は決定的に終局的に權力の均衡を失つた。而して爾後一八二七年の建築工組合のストライキに發端する政治運動に就て知らるゝ處がない。フィラデルフィアの政治運動の失敗は産業の復興せる結果ではない。蓋し時代は一八三四年に於ける山師的銀行時代の始まで未だ十分熟さなかつたからである。又フィラデルフィアの政治運動の失敗は主義の相異に基く内部の軋轢の結果でもない。失敗は主として労働階級が政治の勝負事をする能力に缺けて居り而も他の總ての者は術策に明るき政黨政治家であつたといふ相重れる純然たる政治的諸原因に歸せられた。(Commons, pp. 214-216)

四、労働黨の特殊の要求

一八二八年の選挙戦に於て労働階級が改善を要求したる當代社會の主なる害

悪は次の四であつた。法律が少數の富裕者の掌中に現代技術の富の創造力を獨占する爲に援助せること、火酒を過大に醸造し之を買入る設備の多大なること、富籤制度多數民衆の見識及び眞の知識を一層大ならしめ普及せしむるに缺陷あること。是等の四項に對して市部大會及び郡部大會は更に銀行制度と組織的慈善の二を加へた。勞働階級の一部分の必要と無智を利用し彼等の生産物の思惑をやる「特許慈善協會」に痛烈な反感を有することは明白である。而して是等の六項の中、酒の問題と慈善協會の問題は後年には重きを置かなくなつた。然し乍ら間もなく他の四の問題が *Mechanics' Free Press* によつて齎された。後に勞働組合に普通法の騷擾罪の適用を廢止する要求となりたる州及び市の議會に勞働階級より人を派遣すべきこと、の要求其他一八二九年に起りたる關稅貨幣及び囚人勞働の問題が之である。一八三〇年に新に問題となりたるもの、内最も重要な問題は負債による苦役であつて、其外法律を簡單とすべきこと、公職に就く者の多額の保證金及び競賣制度も又問題となつた。又現に保存せらるる *Mechanics' Free Press* の最終號たる一八三一年四月十六日の同紙には論說欄の冒頭に「勞働階級の施設」

に就て次の諸項を掲げてゐる。「一般的教育、特許獨占の廢止、平等課稅、徵兵制度の改正又は廢止、多くの費用を要せざる法律制度、公職一切の人民直接選舉、勞働者の爲の留置權、宗教を法律によりて規律せざること」。此内、平等課稅、官吏の直接選舉及び宗教に對する無法律は新しい項目であつた。(Commons, pp. 216-218)

是等の諸種の問題の中で特に勞働階級が高調し力説した問題は次の七項であつた。(一)獨占、(二)紙幣、(三)勞働者の留置權、(四)負債による苦役、(五)徵兵制度、(六)富籤、(七)初等教育。此内紙幣の問題は實は獨占の問題の一部であつた。主要な獨占會社は銀行であり、是等の銀行が勞働者の攻撃せる紙幣を發行したからである。(Commons, p. 218; Beard, pp. 37-38)

總ての獨占特に銀行の獨占を廢止する要求は經濟的動因から發するのであつて、銀行に對する反對は第一に銀行の發行せる紙幣が勞働者の名目貸銀の購買力の可成の部分を勞働者から詐取すると言ふ、貸銀意識的思考から、第二に銀行は競争を制限し且つ其金融の便宜を享受せざる者には進路を遮斷することにあつた。取引の範圍の擴張せらるゝと共に代金を收受すること遅延し銀行に於て金融の

便宜を有する者のみ事業を繼續して經營し得ることとなり、商人資本家は恩恵を蒙るも親方及び職人技工は事業界に入るを得ざる結果となつたのである。夫故に一八二九年の議員選舉に於ても一八三〇年の選舉に於ても候補者は特許會社殊に銀行制度に反對の聲明をなしてゐる。労働者は時に斯の如き特許による獨占の必要が起るべきことを認め、然し乍ら之は極めて罕に起るに過ぎないのであつて、結局個人企業を制限し多數の者を少數に依頼せしむるものは何によらず極端に不正である。特許獨占は多數の民衆に不利益と貧窮を齎し少數を富裕ならしめる。而して屢多數の勤勉なる者を失業せしめ、又は徐々に賃銀を減少せしめ労働者が疾病に罹り傷痍に遭ひ又は老齡に達したる時遂に社會の負擔となるに至ると。労働者の言ふ處に従へば銀行制度は少數の者をして多數の労働者を基として富裕に生活することを可能ならしめたのである。然し彼等の主要な不平は不安定なる通貨の有害なる影響及び常に隨伴する就業及び賃銀の動搖であつた。一八三〇年の特別の郡内大會に於ては銀行の紙幣發行權に就て特に非難し、労働黨より國會議員の候補者となりしシムソンは貧乏なる者を壓迫し、投機

者に利益を齎すものであることを陳べてゐる。(Commons, pp. 218-220)

労働者の運動に於て州の公民は總て完全に平等なることを希望したのであるが、是は資本家と平等たることよりも一層唯物的な要求となり既に早く一八二九年労働の劣勢なる交渉力は労働者をして資本に許されたる以上の労働の特典を與へられんことを願ふこととなつた。即ち州立法部に對する労働者の留置權及び負債に對する苦役の廢止が此特典の要求であつた。労働者の留置權の爲の積極的議論は一八二九年の初に現れたるが、秋再び之を繰返して遂に破産者に使拂せらるゝ賃銀労働者を債權者とし彼等は五十ドルを限度として他の債權者に優先して支拂を求むる權利ありとする法案となつた。不幸にして之は其年通過せず一八三〇年修正した法案が再び提出せられた。第二の負債による苦役の廢止は一八三〇年迄特に重要な要求とならなかつたが、其後は各所に於て決議の主題となるに至つた。(Commons, pp. 220-221)

強制徴兵制度と富籤制度とは何れも労働階級の日常生活と直接の關係があり、兩者就中前者は特に最も顯著な問題となつた。ペンシルベニア州の徴兵法は一

八三二年に通過し公務に従事する者を除き總ての自由にして活動し得る白人男子にして一ヶ月以上州内に住居する者は十八歳より四十五歳に至る迄兵役の義務を課し、毎年五月に召集するのであつて、何れの召集日に於ても不參者には士官二ドル乃至五ドル、下士及兵卒一ドルの罰金を課し、之を納付し得ざる罰金を納付するか又は破産法の規定によりて釋放せらるゝ迄留置又は投獄せられるのである。此徴兵法に對する不平は一八二八年始めて現はれ一八二九年末にワルナット區に於て重要な問題となり、翌年一月 Republican Political Association of Working Men of the City は之が爲に特定の委員會を作り、同年の郡部及び市部の大會に於て候補者も之が廢止に就て言及し、國會議員の候補者も亦之が廢止の要務なることを述べた。次に富籤制度の廢止は一八二八年、一八二九年高調せられ、次で一八三〇年重要項目となつたが、一八三一年には遂に項目に擧げられなかつた。労働階級は此富籤制度は公許の賭博であると言ひ、又此を購ふ爲に生活必需品を差控ふる者の主婦及び子女の貧窮及び缺乏の源であるとも主張した。(Commons, pp. 221-223) 教育に關する労働階級の運動は經濟的不平等よりも寧ろ社會的政治的不平等

に對する革新運動であつた。労働者の要求する普遍的教育制度は慈善の色彩を脱したる公立教育を意味するのであつた。一八二八年市部の候補者も郡部の候補者も此問題を論じ或は多數の學校に於ては慎慮ある教師の同情ある感情又は友誼的注意を経験せずして兒童は貧兒救濟所に於ける收容兒の如く取扱はれてゐる」と述べてゐる。而して一八二九年には労働階級の政策の首位を占めたのであるが翌年二月市部及び郡部の聯合委員によつて最後の報告書を得るに至つた。之によれば先づ第一に孩兒の學校と手工労働の學校を設立し、第二に教授方法に一大改革を加へ第三に小學校の便宜と特典を擴張して總ての社會階級に及ぼすべきことを勸告し又労働教育の學校は各郡に一校宛スイスのホーフウィールにあるフーレンベルグの學校の制度によるべきことを勸告したのであつた。而して此報告書には公立學校制度の樹立に關する法案と農工業の教授と文學及び科學の教授との聯絡に關する法案が附してあつた。(Commons, pp. 226-227)

此報告書は現在に於ても推賞するに足る書類であるが當時は賛否兩様の論評を大に刺戟した。而して稍遅れて發表せられたニューヨークのライト、オーエン、エ

パンスの意見と主要なる點は一致するのであるが、唯一重要なる點に於ける相異はフィラデルフィアの案は中等學校のみホーフウィル式によらんとするに反して、ニューヨークの案によれば全部の學校を其式によらしめんとするのであつた。何れにしても此の如き學校制度の改善を目して勞働階級は萬病を治癒する效能あるものと見てゐる。例之一八三〇年彼等の宣言する處によれば次の如くである。(Commons, p. 227; Beard, p. 41)

「總ての歴史は民衆の多數が無智なるに比例して紊亂、無秩序が相次で起り、彼等の自由は顛覆せられ、而して暴逆なる野心が彼等の無援孤立の地位を利用してざることはないといふ悲痛なる事實を確實にする。……生産者階級をして彼等の自由制度の爲に團結せしめ、又總ての兒童の爲に Commonwealth Republican Education を得て吾等の自由を内外の侵略の危険に冒されざる様にせよ。」

「教育は吾等の争ふ最初の且つ最も重要なる目的である。之は道德的自由及び獨立の殿堂の建てらるる磐石である。此外に吾等の自由及び共和制度を保護するに足る基礎は無い。上層建築を支持する爲に基礎は廣大ならねばならぬ。」

吾等の政治は共和政治である。吾等の教育も亦同様に然うあるべきである。勞働階級の教育制度に對する信念は以上の如くである。州の立法部に對する勞働階級の候補者は總て共和的教育制度の賛成者として知られ、而して國會に對する候補者としてフェデラル黨よりも擧げられたステイブン・シムソンも亦同様であつた。(Commons, p. 228)

尙フィラデルフィアの勞働階級の思想は明に一又は一以上の工藝は文學及び科學教育と聯絡すべきものであると云ふにあり、又強制的教育により親は其子女を通學せしむる義務ありとさへ主張せられた。(Commons, pp. 228-229; Beard, p. 41)

然るに此教育制度改善の提案に對しては、提案者の主張すると同じ平等論の立場から反對説が起つた。其言ふ處によれば提案者等は現代社會の構成を忘れたるが如くであり、恰も吾等の社會はスパルタ式の制度又は慣習を承入れることが出来るものと考へてゐるらしい。如何なる政府、政治家、慈善家と雖組織及び文明社會たることと相容れ難きものを提供し得ぬ。國費による一般的平等教育は富

裕者の財産を貧困者の直接利用に強制的に充當するものである。彼等に財産を随意に分配するものである。貧乏なる者が吾等の初等學校を利用し得ざるは慈善的色彩あるが爲に非ずして彼等が好みて其子女を家族に於て使役し又は工場へ年期契約を以て送るが爲であると主張してゐる。(完)

(昭和二年三月十七日稿)

倫敦に於けるハンザの Steelyard

野村兼太郎

ハンザを紹介せしめる一文は Reinhold Pauli の Bilder aus Alt-England の一節である。同書は一八六〇年刊行、E. C. Otte の英譯本 Pictures of Old England は翌年出版され、又一八七六年には原著が再版されてゐる。Steelyard に關する最も權威ある書、Lappenberg, Urkundliche Geschichte des hansischen Stahlhofes zu London, (1851) に基いてゐる。著者 Pauli は一八三三年伯林に生れた有名なる歴史家であり、殊に英國史に關する研究多く、その觀察も優れたものであつて、英國史研究者の一讀を要するものが少なくない。J. M. Lappenberg の共著 Geschichte von England (1834-38) を始め König Alfrid und seine Stellung in der Geschichte Englands. (1851. Thomas Wright 及び Benjamin Thorpe の英譯がある) Simon von Montfort (1867, U. M. Goodwin の英譯あり) 等甚だ多い。一八五九年 Bremen で刊行された Der hansische Stahlhof in London を云ふ著作は未だ見ないが、恐らく以下紹介の一文の原作ではないかと思ふ。本譯文は英譯よりの重譯である。唯當時倫敦に於ける獨逸商人の状態を簡單明瞭に知る英國都市史の一資料としてここに敢て紹介する次第である。最後に附した註はすべて譯者のものである。因みに Pauli 教授は一八八二年に死亡してゐる。

始めて Westminster の方から倫敦の繁華な町の方へ Thames 河に沿ふて下つて來る獨逸人は煙や霧の立ちこめた中に數多の橋、澤山の尖塔やドォムに驚かされ、又巨大なる橋梁を河上に横たへてゐる最後の橋に至るまでの間に果てしなく續く多忙なる倉庫に目を時でざるを得まい。このところで互に離れてゐる埠頭の一つを見るとゆくりなく獨逸の港町を想起す。何故ならばこゝでも廣く高